

No.	資料名	項目	意見	回答
1	調達仕様書 第9 成果物の取扱いに関する事項 4 保証期間	納入された文書管理システムの保証期間は保守期間を含めて5年間とする。ただし、文書管理システムにパッケージを採用した場合、パッケージのバージョンアップ等に伴いカスタマイズ部分の修正が必要になった場合はその部分を除く。	“保証期間から除く”との要件が示す意味を明確に把握したいため、“文書管理システムにパッケージを採用した場合、パッケージのバージョンアップ等に伴いカスタマイズ部分の修正が必要になった場合はその部分を除く”という記述を更に明確に記述いただけますでしょうか。仮にシステム稼働のために利用しているパッケージや、クラウド環境のバージョンアップ等に伴うカスタマイズは本案件の受託業者の保守業務及び保証の対象外という理解で正しい様でしたら、それらの業務は別途調達される保守業者が行うのかと言った点も追記いただけますと幸いです。 (理由) 本要件の理解によりコスト・体制を含めた提案内容が変わってくるため。	ご意見いただいた趣旨を踏まえ、以下のように仕様を修正いたします。 「納入された文書管理システムの保証期間は保守期間を含めて5年間とする。ただし、文書管理システムにパッケージを採用した場合において、カスタマイズ部分につき、公文書管理法令その他国の制度改正に伴うバージョンアップにより当該部分に係る改修が必要になった場合は、当該部分の改修に係る役務は別途調達する。」  なお、改修した部分を含め、今回の保守契約に係る保証の範囲となります。
2	調達仕様書 第10 入札参加資格に関する事項 1-2. 請負実績		今回の調達に際して、弊社製の文書管理システムのご提案を考えておりますが、共同企業体という形で、弊社グループ会社と共同で入札参加・ご提案させて頂くことは可能でしょうか？また、その場合は、弊社の請負実績は認めて頂けますでしょうか？	入札・契約主体となる会社を一社決めていただき、そのうえで下請負等でご対応いただきたく考えています。請負実績につきましては、入札・契約主体をもとに判断いたします。なお、今回当局にご提案いただくシステムと請負実績のあるシステムは同一のシステム（双方とも決裁機能、接受機能及び文書管理機能を備えたシステムであることをいう。）であることを要します。
3	調達仕様書 要件定義書 第2 機能要件の定義 1-3 決裁機能（必須）		⑨簡易決裁（通常の決裁とは異なり、簡易的に課長等に承認を求める行為）については、機能的には、文書番号を取得しないのみで、その他は、通常の起案の処理と変わらないものと考えてよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
4	調達仕様書 要件定義書 第2 機能要件の定義 5 情報・データに関する事項	文書管理システムで取り扱う情報・データについて、必要となる情報名（データ区分）やデータ名（データ項目）などは、契約後に協議のうえ確定させる。	クラウドサービスを利用する場合には、クラウドからデータをダウンロードするデータ転送容量で費用が大きく変わります。提案業者の積算が大きく前提条件で異なる事を防ぐ為に、1申請あたり500MBのデータを添付する想定として、2.7TB/月程度のデータ転送容量を目安とするなどの記述を含めてはいかがでしょうか。	ご意見いただいた趣旨を踏まえ、以下のように仕様を追加いたします。追加箇所については要件定義書の「1-3 入出力情報項目及び取扱量」にいたします。  「最終決裁者：上位役職者による決裁 約1,500件（承認者数の平均 約8～9人） それ以外の決裁 約10,500件（承認者数の平均 約5人） ※承認者数は、合議有無などによって増減する。」 「文書管理システムに法人文書、資料等添付する場合、1決裁あたり計100メガバイトまでとすることを想定。」
5	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 2 システム方式に関する事項 2-2 文書管理システムの全体構成	文書管理システムの全体構成について、クラウド環境、又はオンプレミス（データセンタ）環境のいずれかの手段にてシステム構築する場合の例を、以下に示す。	クラウド環境、オンプレミス環境、どちらの場合においても、既設データセンタで管理されている既設NW機器と接続するNW機器を新規に設置し繋げる必要があると理解しています。既設NW機器との接続要件をお示し頂けますでしょうか。 (例：使用できるラック種別、電源種別、その他既設NW機器側の要件等) (理由) 採用するNW構成、価格に影響するため。	現行の仕様どおりといたします。当局のデータセンタ機器等仕様については当局のセキュリティ上、契約締結前には公開できません。まずは必要な機器等を想定の上ご提案いただきたく存じます。2拠点間を結ぶNW機器であるため、セキュリティの確保は必要ですが、複雑な経路制御等が必要になるものとは考えておりません。

No.	資料名	項目	意見	回答
6	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 3 規模に関する事項 3-1 機器数及び設置場所	場所、手段のうち、サーバ群：国内、ISMAPクラウドサービスorオンプレミス（データセンタ）	<p>オンプレミスのデータセンターについて、ISMAP基準に対応したものととして、クラウドサービスのセキュリティ基準と合わせていただけないでしょうか。</p> <p>弊社は、クラウドバイデフォルトの政府指針に合わせて、ISMAP対応のクラウドサービスをご提案をしたいと考えておりますが、オンプレのデータセンターのサービス提供と比較した場合に、価格差が大きく、総合評価方式などの価格点構成次第では、オンプレミスのデータセンター提案とせざるを得ない可能性がございます。</p> <p>是非、セキュリティ基準の統一と評価点での大幅な配点差の設定をお願いできないでしょうか。</p>	<p>現行の仕様どおりといたします。なお、当局は政府方針を重視しており、ISMAPクラウドサービスはそれに合致するものと考えております。</p>
7	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 8 中立性に関する事項	ただし、セキュリティ対策ソフトの種類については既設システムとの整合性を考慮して造幣局が指定するもの（McAfee Endpoint Security）を導入する。	<p>セキュリティ対策ソフトについて、本仕様書の機能・構成を理解した上で、セキュリティリスクの洗い出しを行い、セキュリティリスクに対し、対策ができるセキュリティツールの選定も可能にして頂けないでしょうか。</p> <p>（理由） 指定されたソフトではインストール先のOS等環境が限定されるため、選定する基盤の幅を広げたいと考えることから。</p>	<p>既設サーバ及び既設クライアントパソコンについては仕様書に記載しているウィルス対策ソフト（McAfee Endpoint Security）を導入して統合監視しているため、整合性を持たせた環境を導入するよう指定するものですが、既設以外の構成要素については、既設環境及び既設運用手順と不整合を発生させず、既設環境と同等以上のセキュリティ対応を担保できるものであれば、導入を妨げるものではありません。</p>
8	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 8 中立性に関する事項		<p>セキュリティ対策ソフトの種類は、既設システムとの整合性を考慮して造幣局が指定するもの（McAfee Endpoint Security）を導入する。とありますが、これは、オンプレミスでの導入を前提としたものと考えてよろしいでしょうか？ ISMAPクラウドサービスの場合は、貴局ご要件を満足する製品サービスを貴局にご確認のうえ、別途ご提案・調達することは可能でしょうか？</p>	<p>上記のとおり、整合性を持たせたご提案であれば、ISMAPクラウドサービスの場合でも、仕様書に記載しているウィルス対策ソフト（McAfee Endpoint Security）と同等以上のセキュリティ対応を担保できるものであれば、導入を妨げるものではありません。</p>
9	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 8 中立性に関する事項	市場で容易に調達できるオープンな標準的技術又は製品をできるだけ用いること。ただし、セキュリティ対策ソフトの種類については既設システムとの整合性を考慮して造幣局が指定するもの（McAfee Endpoint Security）を導入する。	<p>本案件においてはクラウドサービスの利用も可能だと考えますが、PaaSやSaaSにおいては独自に十分なセキュリティ対策サービスを持っており、クラウドサービスが指定するもの以外の製品を導入することが困難です。また、当該セキュリティサービスにおいても、既設システムのセキュリティ対策ソフトとの整合性は取れると考えます。そのため、提案するサービス選定の幅を広げるために、セキュリティ対策ソフトの指定については、オンプレミスに限定いただけると幸いです。</p> <p>（修正案） 市場で容易に調達できるオープンな標準的技術又は製品をできるだけ用いること。ただし、サーバを導入する場合は、セキュリティ対策ソフトの種類については既設システムとの整合性を考慮して造幣局が指定するもの（McAfee Endpoint Security）を導入する。</p>	<p>上記のとおり、整合性を持たせたご提案であれば、ISMAPクラウドサービスの場合でも、仕様書に記載しているウィルス対策ソフト（McAfee Endpoint Security）と同等以上のセキュリティ対応を担保できるものであれば、導入を妨げるものではありません。</p>
10	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 9 継続性に関する事項 9-2 バックアップ	③2次バックアップを国内の別のリージョンまたはLTO装置に行うこと。	<p>LTO装置についても国内の別のリージョンに設置する必要があると思われるため、追記のご検討をいただけますでしょうか。またそのLTO装置を設置する拠点についても、同様のセキュリティ・運用要件が必要の場合、要件に含めていただきたく存じます。</p> <p>（理由） 災害対策を考えると、LTO装置にバックアップを行う場合は、同じリージョン施設内で良いということではないと考えたため</p>	<p>現行の仕様どおりといたします。</p>
11	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 9 継続性に関する事項 9-2 バックアップ	また、2次バックアップ先としてクラウドの場合は他リージョン領域に保管、オンプレミスの場合はLTO装置に保管する(下記3)。なお、バックアップを含めデータの保管場所は国内に限定する。	<p>クラウドの他リージョン領域の要件の追記をご検討いただけますでしょうか。ISMAP等メインリージョンと同等のセキュリティ・運用要件が求められると考えております。またメインリージョンが罹災した場合、運用を切り替えて継続できる機能があれば加算等のご検討もいただきたく存じます。</p> <p>（理由） バックアップ先もデータが存在し、同様の施設である必要を感じたため。</p>	<p>現行の仕様どおりといたします。障害発生後バックアップ先から正しく復元ができれば問題ありません。ただし、それ以上の対応についてご提案いただくことは可能です。</p>

No.	資料名	項目	意見	回答
12	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 9 継続性に関する事項 9-2 バックアップ	また、2次バックアップ先としてクラウドの場合は他リージョン領域に保管、オンプレミスの場合はLTO装置に保管する(下記③)。なお、バックアップを含めデータの保管場所は国内に限定する。	クラウドサービスを利用する場合、当該クラウドベンダは原則、セキュリティの関係からバックアップ先を公開しておりません。ただし、ISMAP認証を取得しているクラウドベンダであれば、複数のデータセンタへの分散保存等により停電や自然災害によるリスクへの対処は可能と考えます。 (修正案) また、2次バックアップ先としてオンプレミスの場合はLTO装置に保管する(下記③)。なお、バックアップを含めデータの保管場所は国内に限定する。	現行の仕様どおりといたします。なお、バックアップ先の場所は国内であることを要し、他リージョンを使用している「事実」で明示していただきます。
13	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 10 情報セキュリティ水準を維持するための事項 10-12 サポート適用外ソフトウェアの使用禁止	サポート期限が切れた、または契約期間中にサポート期限が切れる予定である等によりサポートが受けられないソフトウェアについては、使用しないこと	本案件は開発・運用含めて6年程度の期間がありますが、6年以上ものサポートを現時点から保証しているサービスは一般的にほとんどございません。そのため、サポート期限切れを迎えた場合はバージョンアップ等の対応でサポート延長をすることを許容いただくのが望ましいと考えます。 (修正案) サポート期限が切れたソフトウェアを使用しないこと。またサポート期限切れを迎える場合にはバージョンアップ等に対応すること。バージョンアップする場合、バージョンアップ対応を請負金額の範囲で実施すること。	現行の仕様どおりといたします。なお、契約締結後に今後サポートが終了することが明らかになった場合は、保守・運用業務の内容として、バージョンアップ対応等によるサポート延長をお願いすることになります。
14	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 11 システム稼働環境に関する事項 11-2 ハードウェア要件 ①オンプレミス環境(データセンタ要件)		データセンタの所在地制限がありませんが、北海道や沖縄県等の遠方でも問題ないでしょうか。	以下のように仕様を追加いたします。 「・データセンタは造幣局本局から70km以内に設置されていること。」
15	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 11 システム稼働環境に関する事項 11-2 ハードウェア要件 ① オンプレミス環境(データセンタ要件) 及び、 ④クラウド環境との接続回線	通信速度は、本回線100Mbps以上、バックアップ回線10Mbps以上とし、本回線、バックアップ回線とも帯域保証型、もしくはベストエフォート型とする。	システム利用の動作を担保の為、メイン回線のみ帯域保証型としてはいかがでしょうか。	ご意見いただいた趣旨を踏まえ、以下のように仕様を修正いたします。 「通信速度は、本回線100Mbps以上、バックアップ回線10Mbps以上とし、本回線は帯域保証型、バックアップ回線は帯域保証型もしくはベストエフォート型とする。」
16	調達仕様書 要件定義書 第3 非機能要件の定義 11 システム稼働環境に関する事項 11-2 ハードウェア要件 ③ クラウド環境の要件	情報資産の所有権及び知的財産権は全て造幣局が所有すること。また、全ての情報資産に関する著作権人格権を行使しないこと。	クラウドサービスを活用する場合、一般的にクラウドベンダが提供サービスの所有権及び知的財産権を留保します。また、調達仕様書の「第9 成果物の取扱いに関する事項」に以下の記載があるため、そちらを踏まえ削除いただくのが望ましいと考えます。 『ただし、請負者がすでに権利を有する知的財産権については請負者に留保され、請負者は造幣局に対し、本件業務の目的の範囲内での利用を許諾するものとし、また、第三者がその利用の条件を定めるものがある場合は、当該第三者が定める条件によるものとする。』	ご意見いただいた趣旨を踏まえ、以下のように仕様を修正いたします。 「情報資産の所有権及び知的財産権は全て造幣局が所有すること。また、全ての情報資産に関する著作権人格権を行使しないこと。ただし、請負者がすでに権利を有する知的財産権については請負者に留保され、請負者は造幣局に対し、本件業務の目的の範囲内での利用を許諾するものとし、また、第三者がその利用の条件を定めるものがある場合は、当該第三者が定める条件によるものとする。この場合においても、ソフトウェアにより処理した文書等のデータ及び情報資産は造幣局に帰属するものとする。ライセンス契約上、譲渡可能なソフトウェアライセンスは譲渡すること。」

No.	資料名	項目	意見	回答
17	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 1.1 システム稼働環境に関する事項 1.1-2 ハードウェア要件 ③ クラウド環境の要件	情報資産を廃棄する場合は、情報資産が残留し漏洩することがないように、データ消去証明書や廃棄に係る証明書類など証跡となるものを提出のこと。	パブリッククラウドベンダはセキュリティの関係上、一般的にデータ消去証明書をユーザに公開しておりません。ただし、特定個人情報の取り扱いについて、データ消去、廃棄を適切に実施している旨を公開しているクラウドベンダが多く、ISMAP認定されているベンダについては個人情報の取り扱いには十分留意できていると考えます。そのため、本要件を削除いただくのが望ましいと考えます。	現行の仕様どおりといたします。パブリッククラウドベンダによる消去証明書を得ることができない場合は、請負者の責任において消去、廃棄等できる手段、証明（暗号化消去によるもの等）を検討いただきますよう、お願いいたします。
18	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 1.1 システム稼働環境に関する事項 1.1-2 ハードウェア要件 ④クラウド環境との接続回線	遠隔保守側からの接続については、ファイアウォール、踏み台サーバを設けるなどのセキュリティ対策を行うこと。	記載頂いた踏み台サーバの定義は、VPNなどで接続するIPアドレスを分ける、という定義で認識はありますでしょうか。その他の定義等がありましたら追加要件の記載をいただけますでしょうか。 (理由) 定義を明確にし、NW構成を適した構成にするため。	仕様書に記載のとおり、遠隔保守側からの接続はインターネットを経由しないクローズドネットワーク回線のみを使用し、VPN等のインターネットでの接続はしません。踏み台サーバは、セキュリティ上の理由から設置するものです。保守業務ではクラウド上の文書管理システムの各種リソースに対して、特定の者のみがアクセスできるようにする必要がありますが、各種リソース毎に設定すると設定漏れなどの危険性が大きくなります。このため踏み台サーバを設けて、このサーバを経由しないと接続できないようにするものです。例としては、SSHを利用してアクセスするサーバがあります。
19	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 1.1 システム稼働環境に関する事項 1.1-2 ハードウェア要件 ⑤クライアントパソコン（既設）	現在、InfoCage Fileshell によるファイル暗号化を行っているが、文書管理システムでは暗号化された法人文書ファイル（電子ファイル）を、既設クライアントパソコンで暗号化を解除して利用することを想定している。	本項目では電子ファイルの暗号化、複合化、鍵管理はクライアントパソコン側で実施し、構築する基盤側には暗号化済みの電子ファイルを管理するという運用で、基盤側では暗号化、複合化の処理に対しては対策を取らなくてもよいという認識を持ちましたが、異なる場合は暗号化について要件の追加ご検討をいただけますでしょうか。 (理由) 基盤要件を明確にし、基盤の構成を適した構成にするため。	現行の仕様どおりといたします。当局内ではファイルは自動で暗号複合化をして業務を行っております。新たに構築する文書管理システム環境では、暗号化のままでは読み取ることはできないため、文書管理システムで利用する前に手動で暗号解除を行うことを記載しています。なお、文書管理システム環境内では保存時別途暗号化を行っていただくことは仕様に入っております。
20	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 1.7 運用・保守に関する事項 1.7-7	問い合わせ窓口の対応時間は、土日祝日などを除く平日の午前9時から午後5時30分までとする。	問い合わせの内容を追記いただけますでしょうか。 P.26 18-1SL0(定量的指標)項目の表中項番7に「操作等の問合せ提供時間帯」とありますように、開発・提供したアプリケーションの操作に関する問い合わせ窓口との理解で良いでしょうか。 (理由) 問い合わせ内容によって窓口の要員体制・コストを含めた提案内容が変わってくるため。	ご意見いただいた趣旨を踏まえ、以下のように仕様を修正いたします。 「問い合わせ窓口の対応時間は、土日祝日などを除く平日の午前9時から午後5時30分までとする。なお、問い合わせの内容は、システム操作等（統計情報の取得を含む）に関すること及び障害発生時対応など保守運用に関することであり、総合管理者がとりまとめのうえ総合管理者から請負者に問い合わせるとともに、問い合わせ内容を総合管理者に回答いただくことを予定している。」
21	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 1.7 運用・保守に関する事項 1.7-10 保守作業場所と作業機器要件		「文書管理システムにかかる作業を行う専用の場所」、「入退室は本件の作業を行う作業員のみ限定すること。」との記載に関して、弊社としても、貴局向けに、徹底した入退室セキュリティ対策を講じた環境を準備致します。ただし、現状、入退室を管理している作業場所は、物理的には他のお客様向けの文書管理システムの保守も行う環境下で、お客様毎に遠隔保守端末を専用で設け、作業者を限定する形で対応させて頂いております。作業場所として、①入退室管理が徹底された専用場所を使用②専用の保守端末を整備③専任の作業者が対応等は行いますが、貴局としての許容範囲内で、記載内容を考慮頂ければ幸いです。当然、貴局からのご指定要件を満足する形での環境準備は可能です。	専用の場所が専用部屋でない場合、覗き込み防止のパーティションを設置する、端末を監視するカメラを設置する、USBメモリを無断で挿して情報を持ち出したりすることができないようにする、端末不使用時に直ちにスクリーンロックが掛かるようにする、端末の持出し及び分解ができないようにする、USBメモリ等による外部媒体からのOSの起動できないようにするなど第三者（保守をする者以外）が行うあらゆる不正行為に対して専用部屋を用意した場合と同等以上のセキュリティ対策ができる内容をご提案ください。また、二要素認証による入退室管理についても、同等以上のセキュリティが確保できる対応をご提案ください。

No.	資料名	項目	意見	回答
22	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 18 サービスレベルに関する事項 18-1 SLO(定量的指標)項目	障害発生時のリカバリ時間/障害が発生してからサービス提供が復旧するまでの時間/障害発生後翌営業日勤務時間内	障害発生時は、障害通知、一次対処、根本原因調査、対策立案、お客様との対策案協議、対策実施のプロセスを経るのが一般的だと考えます。このプロセスを翌営業日以内に終えようとする場合、障害内容によっては本質的な解決が不十分な対策を実施せざるを得なくなる可能性があります。また、中央省庁の案件においても障害対応については、報告タイミングや障害対応プロセスを記載が主なため、復旧するまでの時間の記載を削除もしくは、一次対処を翌営業日以内という形にさせていただきますと幸いです。 (修正案) 削除 もしくは 障害発生時のリカバリ時間/障害が発生してから一次対処を実施するまでの時間/障害発生後翌営業日勤務時間内	現行の仕様どおりといたします。一次対処にてシステム復旧しているのであれば問題ありません。
23	調達仕様書 要件定義書 第3非機能要件の定義 18 サービスレベルに関する事項 18-2 SLO遵守に関する規定	月ごとにSLO達成状況の評価を行い、達成できなかったSLO項目があった場合には、職員と協働のうえ、原因を調査し、1週間以内に改善策を検討し実施すること。	仮に、年に1回のみ7.3時間のシステム停止時間が発生した場合、年間の稼働率は99.9%程度の値となりますが、当該月のみで考えると99%未満となってしまいます。また、繁忙期等の季節性もシステムにはあることから、中央省庁のシステム等においても年単位で平均してSLA評価するケースが一般的です。そのため、達成状況の評価は年ごとでが望ましいと考えます。また、改善策については、根本原因調査、対策立案、お客様との対策案協議、対策決定のプロセスを経ますが、この改善策が今後のシステム運用に大きくかかわるため、1年間のシステム運用実績を入念に調査し、関係者で綿密な議論をする必要があると考えます。これらを考慮して、改善策策定時についても提示までの期限を削除いただくのが望ましいと考えます。 (修正案) 年ごとに達成状況の評価を行うこと。達成できなかったSLO項目があった場合には、職員と協議の上、原因を調査し、改善策を検討し実施すること	ご意見いただいた趣旨を踏まえ、以下のように仕様を変更いたします。「月ごとに前月までのSLO達成状況の評価を行い、年単位で達成できないと見込まれる、又は年単位で達成できなかったSLO項目があった場合には、「17-8 運用報告」のタイミングで原因の調査・改善策の検討結果を報告のうえ、職員と協議のうえ改善策を実施すること。」
24	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 2 共通事項 2-6 ヘルプ機能	・オンラインマニュアルが、メインメニュー、サブメニューの項目ごとに整備されていること。	操作マニュアルがシステム上からPDFにて確認できる事で、十分にヘルプ機能の要件を満たす事が可能です。  こちらの内容でご検討の上、赤字の追記を頂けないでしょうか。 「又は、メインメニューからPDF化された操作マニュアルがシステムから閲覧できる仕組みであること。」	現行の仕様どおりといたします。なお、仕様で求めていること以上の対応や、対応に違いがある場合、同等の対応が可能である場合は提案書に内容を記載ください。
25	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 4 接受処理 4-4 接受処理項目	・接受処理の項目は、以下のとおりとすること。 <接受情報> ①文書件名、②取得年度、③接受年月日、④接受番号、⑤受領区分、⑥宛先、⑦処理担当、⑧添付文書、⑨供覧(有/無)、⑩備考 <発信者情報> ①発信年月日、②文書記号・番号、③発信者 ・接受処理項目のうち、入力必須項目の設定を行うこと。(契約締結後、項目は改めて指示する。)	接受画面登録時の供覧(有/無)について、供覧ルートを設定する事で有となり、無の場合は供覧ルートを設定しないことで無となります。  こちらの内容でご検討の上で赤字の追記を頂けないでしょうか。 「、⑩備考、なお、回覧供覧方法で、供覧有は電子供覧をさし、無は紙供覧の事をさす。」	現行の仕様どおりといたします。なお、仕様で求めていること以上の対応や、対応に違いがある場合、同等の対応が可能である場合は提案書に内容を記載ください。
26	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 4 接受処理 4-13 添付文書	・「有/無」を選択する。初期値は「無」とする。または、自動で添付文書の有無から判別する。 ・該当文書(公文)を関連付けて、システム内に保存できることとする。	添付文書「有/無」の選択は、赤字の追記内容で要件を満たせますので、ご検討ください。  「の有無から判別する。又は、添付の有無選択でなくとも添付を登録しなければ、無しとなり以降の登録画面や検索一覧にも添付数が0件と表示されることでも良い。」	現行の仕様どおりといたします。なお、仕様で求めていること以上の対応や、対応に違いがある場合、同等の対応が可能である場合は提案書に内容を記載ください。

No.	資料名	項目	意見	回答
27	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 5  裁判機能 5-41  引き戻し	・ 起案者は、回付中の裁判を引き戻すことができること。また、引き戻し時に、既に承認している承認者にメールを送付することができること。	引き戻し時に既に承認している方々にメールが通知され、さらに再起案時にもメール通知される等を考慮すると、承認者へメールが複数送付されることが懸念されます。また、差戻しについては、起案者に差戻しメールが届き、再起案時に各承認者にメールが届く仕様の認識のため、引き戻しについてもそちらに合わせるのがよろしいと考えています。そのため、引き戻し時は引き戻し先だけにメール送付され、再起案時にこれまでの承認者に修正内容も含めメールを送付する形が望ましいと考えます。 (修正案) 起案者、処理者は、自身が処理した裁判を引き戻すことができ、引き戻し先にメールが送付されること。	現行の仕様どおりといたします。なお、引戻しは起案者が行うので起案者へのメールは不要かと思えます。また情報共有の観点から、既に承認している承認者にメールが送付されることが望ましいと考えています。
28	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 5  裁判機能 5-52  完了解除	・ 裁判完了（又は「保管」などの完了に相当するもの）を解除する機能を持たせること。特定の管理者（年度内は文書管理者又は文書管理担当者、年度を超過した場合は総合管理者）の権限により可能とするもの。	裁判終了後の文書の修正が望ましくない旨が公文書管理委員会から公開されており、独立行政法人も対象となっております。そのため、本要件を削除し、裁判内容を修正する際には新たな裁判を取り直す運用が望ましいと考えます。 <a href="https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2022/0204/shiryous3-3-1.pdf">https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2022/0204/shiryous3-3-1.pdf</a>	現行の仕様どおりといたします。当該機能を直ちに使うことは想定しておらず、使用する場合であっても、必要最小限の属性情報等（保存期間や情報の格付け、文書の保存先のフォルダ等を間違えた場合といった形式的な誤り）を修正する場合に使用することを想定しています。裁判文書自体を修正することには使用いたしません。
29	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 5  裁判機能 5-55  緊急性等表示	・ 裁判の至急性に応じて「高」「中」「低」といった緊急性表示を選択できること。	緊急か通常か事前の3パターンでの運用で要件を満たすことができます。 こちらの内容でご検討の上で赤字の追記を頂けないでしょうか。 「又は至急が別BOXに分かれて表示されること。」	現行の仕様どおりといたします。表現方法の例示であり、機能として緊急性表示として選択できるのであれば問題ありません。
30	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 7  管理機能 7-4  添付文書の複数確認	・ 起案裁判の際、複数の添付文書データファイルについて同時に開くことができること。その際、複数のウィンドウが開き、同時に確認できるものとする。	電子裁判審議画面の2画面プレビュー時に一括で表示することが可能です。word、Excel、PowerPoint、Pdfが対象です。 こちらの内容でご検討の上で赤字の追記を頂けないでしょうか。 「1画面内で2画面プレビューが可能なこと。なお、word、Excel、PowerPoint、Pdfは必須とする。」	現行の仕様どおりといたします。なお、仕様で求めていること以上の対応や、対応に違いがある場合は提案書に内容をご記載ください。
31	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 7  管理機能 7-6  検索範囲	・ 文書ファイル、文書情報（起案文書、接受文書、供覧文書、簡易裁判文書等）のそれぞれの情報について検索可能であること。なお、検索範囲について、添付ファイルは含まなくてよい。	添付ファイルを含む記載として、検討頂けないでしょうか。 ・ 文書ファイル、文書情報（起案文書、接受文書、供覧文書、簡易裁判文書等）のそれぞれの情報について検索可能であること。なお、検索範囲について、添付ファイルの件名を含む・含まない問わず、再利用元の全ての情報（本文、施行情報）を再利用できること。	現行の仕様どおりといたします。なお、添付ファイルを含むことは問題ありませんので、仕様で求めていること以上の対応については提案書に内容をご記載ください。
32	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 7  管理機能 7-11  統計	・ 登録された文書データを利用し、統計を取ることができること（年度別、月別、起案別、組織別、裁判基準別、保存年間別、保存分類、文書種別等での文書件数や裁判所要日数の統計情報等）。	弊社の標準機能では、文書検索機能を利用するで文書単位で左記の情報をCSVに出力し、2次加工が可能です。このような運用で要件をみたせますでしょうか。 問題ない場合には、ご検討の上で赤字の追記を頂けないでしょうか。 「登録された文書データを利用し、CSVに出力して2次加工による統計資料を作成することができること。」	現行の仕様どおりといたします。統計を取得する手段については制限を設けておりません。仕様で求めていること以上の対応や、対応に違いがある場合は提案書に内容をご記載ください。

【文書管理システム導入及び運用保守業務】に関する意見招請への回答

令和4年(2022年)3月11日

No.	資料名	項目	意見	回答
33	調達仕様書 想定システム機能要件一覧 7 管理機能 7-16 汎用出力機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の権限を持った管理者（総合管理者又は全部もしくは一部の権限を付与された文書管理者、文書管理担当者を想定）は、文書管理システムに登録された全ての情報（起案文書、文書ファイル及び各種マスタ情報等）を対象として、CSV出力による汎用的な検索機能を設けること。</li> <li>・造幣局が指定する抽出条件を基に、統計機能を設けることができること（要調整）。</li> </ul>	造幣局が指定するという記述の削除は可能でしょうか。	<p>現行の仕様どおりといたします。当局が利用する内容を想定して抽出条件を決めたいと考えています。ただし、詳細については契約締結後に仕様を詰める中で調整していくことを想定しています。</p>